

省エネ・非化石転換補助金では、設備導入を行う補助事業を4つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分		(Ⅰ) 工場・事業場型			(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型	(Ⅲ) 設備単位型		(Ⅳ) エネルギー需要最適化型		
		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠						
事業要件		①先進設備・システムの導入 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業	②オーダーメイド型設備 又は 省エネ効果が高い高効率な設備 (③指定設備) 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業		③指定設備のうち 電化や脱炭素目的の 燃料転換を伴う設備等の導入 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業	省エネ効果が高い高効率な設備 (③指定設備) の導入 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業		④EMS (エネルギーマネジメントシステム) 機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業		
		大規模設備投資を支援 オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。				ユーティリティ設備 ① 高効率空調 (産業・業務用エアコン等) ② 産業ヒートポンプ ③ 業務用給湯器 ④ 高性能ボイラ ⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 低炭素工業炉 ⑦ 変圧器 ⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ ⑩ 制御機能付き LED照明器具 生産設備 ⑪ 工作機械 ⑫ プラスチック加工機械 ⑬ プレス機械 ⑭ 印刷機械 ⑮ ダイカストマシン				
省エネルギー効果の要件※1		原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率 ：30%以上 ・省エネ量+非化石使用量 ：1,000kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率 ：15%以上 (注) ※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせ 上記要件を満たすことも可とする。	原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率 ：10%以上 ・省エネ量+非化石使用量 ：700kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率 ：7%以上 (注)	原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率 ：7%以上 ・省エネ量+非化石使用量 ：500kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率 ：5%以上 (注)	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ) 対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した以下の指定設備。 ②産業ヒートポンプ ③業務用ヒートポンプ給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉 ※ 上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。 ※ ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象となる。 ※ ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める。 (但し、併用する場合であっても将来的には非化石転換に向けたリプレイスを目指すことも求める)	原油換算量ベースで、更新範囲内において以下 いずれかの要件を満たす事業 省エネ率：10%以上 省エネ量：1kl以上 経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上		・ SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ・ EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。 (原油換算量ベースで2%改善を目安とする)		
		(注)エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。 ※非化石転換の場合であっても、増エネとなる事業は補助対象外。 ※中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。								
投資回収要件		投資回収年数が5年以上 であること	投資回収年数が5年以上 であること	投資回収年数が3年以上 であること	設備費・工事費 (電化する事業の場合は付帯設備も対象) ※工事費は中小企業者等に限る		設備費		設計費・設備費・工事費	
補助率	※2 中小企業者等	2/3 以内	1/2 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/2 以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内	1/2 以内	1/3 以内		1/2 以内 1/3 以内		
	大企業 ※3 その他 ※4	1/2 以内	1/3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	対象外						
補助金限度額	単年度事業	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度		【上限額】3億円/事業全体 (電化する事業の場合は5億円/事業全体) 【下限額】30万円/事業全体		【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体		【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体	
	複数年度事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】20億円/事業全体 (非化石転換の場合は30億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度							
	連携事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度							

(Ⅰ)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社) ※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者 (省エネ法特定事業者等) は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※2 中小企業者等とは、中小企業者 (中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法 (平成17年法律第86号) 上の会社 (株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社) 以外の法人 (医療法人、社会福祉法人、NPO法人等) であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法 (平成17年法律第86号) 上の会社 (株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社) であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は公募要領等を確認すること。

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法 (平成17年法律第86号) 上の会社 (株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社) 以外の法人 (医療法人、社会福祉法人、NPO法人等) であり、かつ従業員が300人超えの法人。